

○鹿屋市吾平ふれあいセンター条例

平成18年1月1日条例第29号

改正

平成18年10月1日条例第244号

平成19年10月3日条例第46号

平成26年3月26日条例第2号

平成29年10月5日条例第25号

鹿屋市吾平ふれあいセンター条例

(設置)

第1条 市民が自主的に発意し、相互に協力しあって、市民自身の日常生活を創造し、市民福祉の向上の場とするため、鹿屋市吾平ふれあいセンター(以下「ふれあいセンター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ふれあいセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鹿屋市神野地区ふれあいセンター	鹿屋市吾平町麓5290番地
鹿屋市鶴峰東地区ふれあいセンター	鹿屋市吾平町上名5985番地5
鹿屋市鶴峰中地区ふれあいセンター	鹿屋市吾平町上名531番地
鹿屋市鶴峰西地区ふれあいセンター	鹿屋市吾平町上名3771番地7
鹿屋市吾平中央東地区ふれあいセンター	鹿屋市吾平町麓2494番地1
鹿屋市吾平中央町地区ふれあいセンター	鹿屋市吾平町麓3567番地1
鹿屋市吾平中央西地区ふれあいセンター	鹿屋市吾平町上名1600番地2
鹿屋市吾平中央麓地区ふれあいセンター	鹿屋市吾平町麓2910番地
鹿屋市下名東地区ふれあいセンター	鹿屋市吾平町下名311番地4
鹿屋市下名西地区ふれあいセンター	鹿屋市吾平町麓560番地

(指定管理者による管理)

第2条の2 ふれあいセンターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第2条の3 前条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第2条の4 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、ふれあいセンターの管理を行わせることが最も適した者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) ふれあいセンターの効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) ふれあいセンターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有している、又は確保できる見込みがあるものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ふれあいセンターの設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者が行う業務)

第2条の5 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ふれあいセンターの使用の許可等に関する業務
- (2) ふれあいセンターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(使用時間等)

第2条の6 ふれあいセンターの使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、使用時間を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(使用の許可)

第3条 ふれあいセンターの施設(これに附属する設備及び器具を含む。以下「施設」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「使用者」という。)が当該許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、ふれあいセンターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、ふれあいセンターの管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、又は使用許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) 使用者が使用許可の事項又は条件に違反したとき。

(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長が指示した事項に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、ふれあいセンターの管理上又は公益上特に必要と認めたととき。

2 前項の規定により使用者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第6条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(使用料等)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者に管理を行わせる場合においては、別表に定める額の範囲内で当該指定管理者が市長の承認を得て料金を定めるものとし、使用者は、当該料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 使用料は、使用許可と同時に納入しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

5 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。

(2) 管理上又は公益上の必要により許可を取り消したとき。

(3) 使用者が使用開始前に使用許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めたととき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めたととき。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、その使用を終了したとき、又は第5条の規定により使用許可を取り消されたとき、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(秘密保持義務)

第9条の2 指定管理者又はふれあいセンターの業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、ふれあいセンターの管理に関し、知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(損害賠償)

第10条 施設を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第10条の2 ふれあいセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第2条の6第2項、第3条、第4条、第5条、第7条第4項及び第5項並びに第8条の規定の適用については、第2条の6第2項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第3条、第4条、第5条並びに第7条第4項、第5項第3号及び第4号並びに第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条第4項及び第5項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条中「前条第1項に規定する使用料」とあるのは「前条第2項に規定する利用料金」とする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年10月1日条例第244号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年10月3日条例第46号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成26年3月26日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(第16条、第27条、第43条及び第44条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等の許可に係る使用料等について適用し、同日前の使用等の許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則(平成29年10月5日条例第25号)

1 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 指定管理者の指定のその他の行為は、前項の規定にかかわらず、施行日前においてもこの条例による改正後の鹿屋市吾平ふれあいセンター条例第2条の規定を適用して行うことができる。

別表(第7条関係)

1 ふれあいセンター使用料(鶴峰中地区ふれあいセンター及び中央町地区ふれあいセンターは除く。)

使用時間	午前8時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
施設				
会議室	540円	540円	1,080円	650円
調理室	110円	110円	220円	160円
備考	超過時間については、1時間当たり110円とする。ただし、1時間未満の端数があるときは、30分以上を1時間とし、30分未満は切り捨てる。			

2 鶴峰中地区ふれあいセンター及び中央町地区ふれあいセンター使用料

使用時間	午前8時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
施設				
集会室	540円	540円	1,080円	650円
研修室	440円	440円	870円	540円
備考	超過時間については、1時間当たり110円とする。ただし、1時間未満の端数があるときは、30分以上を1時間とし、30分未満は切り捨てる。			

3 ふれあいセンター運動広場夜間照明施設使用料

施設	単位	使用料	
		市内	市外
運動広場夜間照明施設	1時間以内	220円	440円
	1 1時間を超えて使用する場合は、30分(30分未満は、30分とする。)ごとに市内は110円、市外は220円を加算する。		

備考

2 運動広場夜間照明施設を2団体が同時に使用する場合は、それぞれ規定
使用料の2分の1の額とする。